

街路整備事業

県土づくり本部 まちづくり推進課

1

街路整備事業とは...

事業の目的

- 街路整備事業は、計画的なまちづくりを行うために定められた都市計画道路の内、主として市街地とこれに隣接する地域において行うもので、活力ある都市づくり、安全で安心できる市街地の形成を目的としている。
- 街路の機能としては、
 - ①交通処理や沿道利用としての機能
 - ②通風や採光、緑化、オープンスペース等住環境を形成する機能
 - ③避難路や緊急輸送道路、災害遮断等の都市防災機能
 - ④電気、電話、上下水道、ガス等の公共施設の収容機能
 - ⑤街区の形成等市街化の誘導機能等、様々な機能がある。
- 事業の内容としては、既存の道路を拡幅したり、規定幅員の車道や停車帯の確保、幅の広い歩道整備、植樹や照明灯の設置、景観に配慮した歩道のグレードアップや無電柱化等を行っている。

2

街路整備(道路拡幅)イメージ図



整備前



整備後

イメージ図出展:愛知県都市整備課HP

街路整備事業実施例(唐津市)

整備前



整備後



整備内容

- 右折レーンや停車帯の確保
- インターロッキングによる幅広歩道
- 街路樹や街路灯の整備
- 無電柱化
- 点字ブロック等UDへの対応